

新カトリック大事典 第1巻

New Catholic Encyclopedia Volume 1

初版 第1刷 1996年6月

編 集 学校法人 上智学院

新カトリック大事典編纂委員会 (代表 高柳俊一)

〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1

電話 03(3238)3598

発 行 者 池上勝之

発 行 所 株式会社 研究社

〒102 東京都千代田区富士見2-11-3

電話 編集 03(3288)7711

販売 03(3288)7777

振替 00190-3-32260

組 版 研究社印刷株式会社

写真製版 株式会社 近藤写真製版所

印 刷 研究社印刷株式会社

用 紙 三島製紙株式会社

ク ロ ス 東洋クロス株式会社

製 本 株式会社 ケイ・ビー・ビー (研究社製本)

製 函 株式会社 加藤製函所

© ACADEMIC CORPORATION: SOPHIA UNIVERSITY

ISBN 1-7674-9011-1 C3516

PRINTED IN JAPAN

れた第2回全キリスト者平和会議中、「青少年の平和奉仕」研究グループの報告書で、神学者シュレーター(Martin Schröter)によって初めて用いられた。H. *コックスはその1-2年後に『世俗都市』のなかで「我我は革命のさなかに、革命の神学をもたずに生きている」と書いた。

革命の神学はヨーロッパのプロテスタント圏では、1966年、「教会と社会」をテーマとした*世界教会協議会のジュネーブ会議で初めて登場した。同会議はキリスト教的革命実践の倫理を展開したとはいえないが、それに関連する倫理的・政治的・法的諸問題を述べている(例えば「革命的時代における法」、キリスト教的に受容可能な「革命の権利」等)。しかし、そこではまだ*革命の概念の応用と理解に関して、若干の欠陥が残存する。1968年*ウプサラ世界教会協議会総会は「革命」の用語を控え目に使いつつも、現代世界の諸分野での革命的激変という、ジュネーブ会議が取り組んだ同じ事態に対処した。

カトリック側において革命の神学は、*解放の神学と同様に、*ヨアネス23世の*『マーテル・エト・マギストラ』や*パウルス6世の*『ポプロールム・プログレッシオ』によって、また希望の神学や政治神学によって鼓吹され、現在もヨーロッパと中南米のラテン系諸国で盛んであるが、一般にはしばしば地下運動の*イデオロギーにすぎないとみなされている。いずれにせよエキュメニカルに営まれる革命の神学は、キリスト教の福音が行っているような絶対的意味づけの基盤のうえに、社会現実の社会批判的・政治批判的・イデオロギー批判的ないし言語批判的*解釈学を神学的に行うものとして、自己を理解している。聖書に関する神学的省察を進展させた革命の神学は*暴力の神学という要素をも含む。元来、欧米の神学者らによって作り上げられたこの神学は、特に若干のドイツ語圏の神学者らの共鳴を呼び、ラテン・アメリカにも移植され盛んになった。その功績は何よりも、不正な社会秩序と結ばれた*信仰(教会)の在り方を打破することであった。

自らが責任を負う状態(*貧困、*第三世界、*人種問題等)の認識に対しては、社会関係の変革によって刷新を実行しようとする意志が生じる。それゆえ、現代における変革への要求に伴い、それが発展、刷新、革命のいずれによるものであっても、変革の自己遂行は確かに神学上も重大な問題をはらむ。*神の国という理念においてすべてが神自らに留保される変革(ルカ17:20; マコ13:32参照)を、人間が自分の仕事にすること(*マルクス主義)が許されるのであろうか。このような問題から生じる、行為と責任の主体(神か人間か)という分裂の危機に直面して、革命の神学は、近代の人間解放の歴史と*救済史とを結び合わせようとする見地から応答する。それゆえ革命の神学の一般的特徴は、「神の国」および「革命」という概念と結びついており、終末論的および世俗的イメージを相互に関連させる試みとなる。キリスト者は「ある状況のもとで革命的闘争の方向と、世界を人間化する神の行為との間に相対的一致を感じとる」ことを許される(ショール Richard Shaull, 1919-)。前述の世界教会協議会ジュネーブ会議以来、エキュメニカルな討論の中心点に位置し、内実的に政治神学(*メッツ、*モルトマン)や*解放の神学(*グティエレス、*ボフ等)において展開されている革命の神学の根本思想は上記のように主張しているのである。

【文献】H. コックス『世俗都市』塩月賢太郎訳(新教出

版社1967); H. G. Cox, *The Secular City* (New York 1966); J. ジラルディ『革命の哲学と無神論—対話』コンキリウム叢書4(南窓社1969)13-36; J. GIRARDI, "Philosophy of Revolution and Atheism," *Conc.* 36 (1968) 109-22; J. B. メッツ『世の神学』田淵文男訳(あかし書房1970); J. B. METZ, *Zur Theologie der Welt* (Mainz 1968); 稲垣良典『現代カトリシズムの思想』(岩波書店1971); J. モルトマン『十字架と革命』大庭健訳(新教出版社1974); J. MOLTSMANN, *Umkehr zur Zukunft* (München 1970); SM(E) 5, 34-38; 359-65; T. RENDTORFF, H. E. TÖDT, eds., *Theologie der Revolution: Analysen und Materialien* (Frankfurt 1968); R. A. McCORMICK, "The Theology of Revolution," *ThSt* 29 (1968) 685-97; M. DE CERTEAU, "La révolution fondatrice," *Études* (1968) 80-100; R. SHAULL, "The revolutionary Challenge to Church and Theology," *Theology Today*, 23 (1966-67) 470-80; R. SHAULL, "Theology and the Transformation of Society," *Theology Today*, 25 (1968-69) 23-36; E. FEIL, R. WETH, eds., *Diskussion zur "Theologie der Revolution"* (München 1969); K. RAHNER, "Zur Theologie der Revolution," *Rahner Sch* 10 (1972) 568-86; A. KEE, ed., *A Reader in Political Theology* (London 1974 1977); J. M. BONINO, *Doing Theology in a Revolutionary Situation* (Philadelphia 1975); M. MANZARENA, "Theologische Anmerkungen zur 'revolutionären Gewalt' in Lateinamerika," K. RAHNER, ET AL., eds., *Befreiende Theologie* (Stuttgart 1977) 106-22. (田淵文男)

かくもんだい 核問題 人工的な原子核分裂、核融合によって生成される、いわゆる原子力エネルギーの取り扱いに際して生じてくるさまざまな問題の総称。

【概要】地球上には生物が存在し、人類が生活している。その科学的基盤は太陽が地球から平均約1.5億km離れて存在していることである。太陽で発生している巨大なエネルギーの微少部分が地球近傍に到達し、それがさらに地球を覆っている気層で弱められるからこそ、生物も人類も焼き尽くされることなく、むしろ太陽のエネルギーに育まれて、発生・成長・生活・生殖することができるのである。巨大なエネルギーが太陽で生み出されるのは核(主として核融合)反応による。したがって、人類は太古から何も知らずに核の平和的恩恵を受け続けていたわけである。

【科学と技術】1890年代末になって、ようやく放射能をはじめとする核現象が次々に発見され、新しい核科学・核技術が急速に発展することになった。現在、人類は自然に起こっている核現象をかなり正確に把握しており、さらにそれら(特に核分裂反応)を人工的に引き起こし、安全に制御するという難事を成し遂げつつある。そしてこれらは、種々の分野において(善悪ともに)大規模に利用されつつある。そのような現状を客観的に認識し、核問題の解決を科学的・技術的な視座から探究するには、次の六つについて考察しなければならない。

【科学・技術としての将来性】新しい知識を求めることは、人類固有の欲求である。日本のように平和利用に限って核研究が行われている国もあるが、世界情勢に大きな影響力をもつ米・旧ソ連・仏・英、あるいは*第三世界の指導的立場にある中国・インド等では、国家の安全のためにとという標語のもとに、多くの科学者・技術者が核兵器システム開発のために黙々と働き続け、なかには大きな

名譽・権力を得た者もいる。他方、少数ではあるが核兵器に関連する研究を拒否し、平和利用のための研究のみを遂行した者もある。冷戦が終結しつつある現在、核科学・技術は平和用としての将来を展開することになる。【核戦争の脅威】核軍縮を実現するには、政治的・倫理的・宗教的な英知・判断・実行が重要だが、科学・技術方面からの協力も欠かすことはできない。核戦争の結果を客観的に推測する研究を進め、その内容を権力者・一般大衆に正確に知らせる努力がなされたからこそ米国と旧ソ連で核戦争が起こらなかったといえよう。冷戦は終わつつあるが、地球上のすべての人々、権力者に核戦争が引き起こす被害を知らせ続けることは科学者・技術者の重要な義務である。また、核不拡散（[英] non-proliferation、平和利用の核物質・核技術が軍事用に転用されることの防止）のための査察技術の開発も重要である。核兵器所有国が現在以上に増えぬよう査察することは、核兵器所有国の核軍縮と同様に、核の脅威を軽減することに役立つからである。

【核兵器廃絶とその検証】1987年以来、米国と旧ソ連間で核兵器軍縮に関する条約が次々に締結されたが、実際に核兵器を処分・廃棄し、それを相互に検証する問題が新しく発生した。核兵器処分廃棄は5段階で行われる。(1) 核弾頭付ミサイルをミサイル発射装置からはずす。(2) 核弾頭をミサイルからはずす。(3) 核弾頭から点火装置をはずす。点火装置とミサイルは破壊し、ミサイル発射装置は破壊するか平和利用（衛星発射等）に転用する。問題は点火装置がはずされた核分裂物質（プルトニウムとウラン235など原爆原料）である。通常の爆薬のように処分できないので、(4) 安全な場所に誰からも持ち去れないように管理貯蔵する。(5) 核分離物質を既存の平和利用の原子炉や新しく開発する特殊な原子炉で燃焼させ、電力として利用する。この第5段階で核分裂物質（原爆原料）はようやく地上から消滅する。おのおのの段階について、実行されたか否かを検察・検証する必要がある。現在、米国と旧ソ連がそれぞれ相手方を検察・検証するよう取り決められている。将来フランス、イギリス、中国、インドなどの核兵器が廃棄されることも考慮に入れて、国際的合意協力（例えば国際原子力機関IAEA）によって査察・検証、管理すべきであるとの意見が強い。核兵器所有国と非所有国との間の政策的合意、経済的・技術的協力があって、核兵器廃棄は有効に実現される。

【平和利用】核に関わる平和利用は極めて広範に行われている。原子炉を建設・運転して電気を発生させるのはその一例にすぎない。仏・日の2国は、1992年現在、原子炉の建設を継続しており、20世紀末までに電力の主要部分を原子炉からとする計画を実行中である。アメリカ、スウェーデン、旧ソ連などはすでに大規模な原子炉発電システムを有している。多くの発展途上国は、将来原子力発電を実施したいと希望しており、特に、中国とインドは大規模な計画を立案、実施中である。他のエネルギー資源が工業地帯に接近した地域にないことが主な理由であるが、同時に原子炉の建設・運転をてことして、科学技術全般の近代化を推し進めようとしているのである。発電以外にも、核はさまざまな分野で利用されている。特にアイソトープと放射線は、医療（診断、治療）あるいは学術研究において、必要不可欠なものとなっている。また農業でも、動植物の品種改良、害虫駆除、灌漑、土地改良、食品照射等に広く利用されており、また工業生産システムの重要な要素ともなっている。核の平和利用

は、今後安全に充分留意しながら、発展を図るべき分野であるといえよう。

【環境汚染】核戦争が実際に起きなくとも、核兵器の爆発実験が行われるかぎり、放射能による環境汚染はしだいに深刻化する。大気中での実験を自制している国は多いが、地下実験場での爆発実験は現在も行われている。地表への放射能流出は少ないとされているが、地下核実験場は放射能汚染の巨大な塊のようなものである。実験を停止すべしという意見が強い。原子炉は、充分な配慮のもとに建設・運転されれば、重油や石炭を燃料とする火力発電よりも環境汚染は小さくてすむ。安全研究を繰り返して良心的に行い、建設・運転に過失あるいは手抜きがないようにつねに点検することが必要である。チェルノブイリに起きたような事故を防ぐために、原子炉設計・建設・運転の国際基準を作る動きがある。使用済燃料の処置は、最重要課題である。地上の安全な場所にそのまま貯蔵するか、再処理施設で核燃料原料（ウラン、プルトニウムなど）を分離後貯蔵する方法が考えられている。領土が狭い国々では、問題が多い。地下核実験場に集めるとか、中国、旧ソ連、米国の砂漠地帯に集めるとか政治的解決と同時に、放射性廃棄物の短寿命化などの科学・技術的な方法も考えられている。

【平和利用と核兵器】平和利用は、安全かつ慎重に進展を図り、核兵器は地上から一掃することが人類の目的であるが、果たして可能であろうか。アイソトープおよび放射線の利用は、核兵器製造システムから完全に切り離すことができる。問題は原子力発電である。原子力発電システムは二つの点で、核兵器製造システムに深く関係する。天然に存在するウランは原子量235の同位体を0.72%含んでいる。その含有量を4%程度に濃縮すれば、原子炉のなかで、安全にゆっくり燃える核燃料の原料となる。さらにその含有量を90%以上に濃縮すれば、原爆の原料となる。現在稼働しているウラン濃縮工場はすべてスイッチ一つで、核燃料原料生産から原爆原料生産に切り換えることができる。したがって将来原爆がすべて廃棄されたとしても、平和利用のウラン濃縮工場が稼働しているかぎり、原爆原料生産の即時再開が可能である。この致命的ともいえる悲しい関わりを断つには、新たな原理に基づく濃縮法を考案開発するしかない。ある種の化学濃縮法は燃料用の4%濃縮ウランは安全迅速に生産できるが、同じプラントで90%濃縮ウランを製造しようとする、極めて長時間を要するのみならずプラント自体が臨界量（原爆が爆発する下限量）を突破するため、原爆原料生産工場に転換することは不可能である。このような方法は、日本で開発中であるが、これが成功し、現在稼働中の濃縮工場のシステムすべてと置き換わったとき、平和利用と軍事利用の悪しき関わりの一つがようやく取り除かれることになる。第二の関わりは、原子炉が運転される際、電気と同時に必ずプルトニウムが生産されることである。したがって、使用済燃料を再処理すれば、プルトニウムを多量に取得・蓄積できることになる。プルトニウムは核燃料として使用できるが、戦術用原爆原料としても容易に使用することができる。この関わりを断つためには、アメリカ政府が1970年代末に主張していたように、再処理を行わずに使用済燃料を国際管理下に貯蔵廃棄するほかない。しかしながらプルトニウムを核燃料、特に現在開発中の高速増殖炉用燃料として使用したいという要求が、フランス、日本などでは強い。その場合、プルトニウムが軍事用に転用されるのを防止するためには、再処理工場の国際化と査察の

強化以外に今のところ方法がない。しかし、原子炉内でできたプルトニウムを(再処理を行わずに)そのまま同じ原子炉のなかで燃やしてしまう新しい研究開発が始まっており、これが成功すれば第二の悲しき関わりを断つことができる。(垣花秀武)

【政治】核分裂、核融合反応によって発生する原子力エネルギーの開発・利用は、重大な政治問題となってきている。この分野での科学的発見および技術的応用は、政治的介入を受け、また逆に現代の政治秩序に決定的な影響を与えている。これに利用された天然資源の量、動員された専門家の数と質、核を扱うに必要な組織の規模、すてに行われつつある核の軍事利用、核エネルギーに関連して実際に起こった、あるいは起こる可能性のある事件とその社会への影響はいずれも政治協議事項にさまざまなレベルで、多くの異なった問題を提起してきた。

第2次世界大戦のさなか、幾つかの国が原子力の軍事利用の研究に着手した。米国大統領の認可を受けた極秘研究マンハッタン計画によって、人類史上最初の核爆発装置が作り上げられた。大統領はそのうちの2個を原爆として使用することを個人的に認め、この二つが、広島と長崎とを壊滅させた。このように核エネルギーは「核時代」の当初から、科学的・軍事的要素と政治的(特に政府の決定に関わる)要素の両方をもっていた。そして現在に至るまで、核エネルギーの軍事利用ならびに平和利用はつねに国際政治の主要な論争点となり、また政治的要素が核資源の開発とその配分に深刻な影響を及ぼしてきている。

核に関する問題の領域は、拡大を続けている。核融合兵器「水素爆弾」の開発および配置、精巧な運搬システム一弾道ミサイル(大陸間弾道ミサイル ICBM等)、原子力潜水艦、個別誘導複数目標弾頭(MIRV)、巡航ミサイルへの配備が行われている。強化放射線弾頭(中性子爆弾)も開発されたが、その使用についての論争の結果、装備されないことになった。核弾頭ミサイルを迎撃するために外気圏に配備される非核兵器および核兵器についても高度の研究が進められている。これらの計画については、多くの点で(研究開発予算の承認と配分、兵器システムの選択と生産、戦略の決定等)政治的決定が関与する。報復力によって相手方を威嚇し、仮想敵国との開戦を防止する戦略、すなわち核抑止は、核兵器保有国の戦略における心理的・政治的基礎となっている。この核戦略から優位、対等、確証破壊、相互確証破壊(MAD)、同等、本質同等、第1撃能力、第2撃能力のような、特殊な諸概念が生み出された。冷戦の終結に伴って、核抑止政策は1990年代に大幅に改訂されつつある。

核兵器の発明が引き起こした国際政治の他の特徴は核兵器の管理、軍拡そして廃絶に向かった外交であった。核兵器の開発・配備について成立した協定の主なものには、部分的核実験停止条約(1963)、ラテンアメリカ地域核兵器禁止条約(1967、トラテルコ条約ともいう)、核拡散防止条約(1968)、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約(1972、付属議定書調印1974)、戦略的攻撃兵器暫定協定(SALT I、1972)などがある。特に核軍縮を目的とする外交努力によって、1960年代の初めから、国連主催の多国間軍縮会議や米ソ間の公式・非公式な交渉が行われており、国連軍縮特別総会が2度(1978、1982)にわたって開催されている。1980年代末から1990年代初頭にかけてソ連邦内で起きた諸変化が、この分野における国際的交渉を一変させた。1987年12月、核兵器とそ

の運搬システムの本格的軍縮が条約で合意された(INF全廃条約、長射程中距離核と短距離核ミサイル廃棄についての米国と旧ソ連との間の条約)。1991年7月アメリカとソ連は戦略兵器軍縮に関する条約に調印し、戦略兵器とその運搬システムを約30%軍縮することとなった。同じ年、この二つの国はそれぞれ独自に自分の国の核戦力を軍縮する計画を公表した。

核兵器の管理と軍縮についてこのような合意が進みつつあるが、大きな問題が軍事の分野に残っている。それは合意事項が実行されているか否かを相互に確認実証するための技術的な諸問題、また多数の核兵器が存在し続けている事実である。さらに官僚や産業界からの圧力に支えられて核兵器を持ち続けようという政策が各国でみられる。また国と国との間にもともとある不信感が核武装によって「安全保証」を求めようとする政策を生み出すこともある。核兵器拡散(核兵器自体ならびにそれを製造する技術の拡散)の危険は極めて重大である。1991年に摘発されたイラクの核兵器開発秘密計画からも明らかのように、核不拡散条約(NPT)があり、国際原子力機関が査察活動を行っているにもかかわらず、核エネルギーの国際政治的コントロールはいまだに極めて不十分である。また、かつて軍事研究を行っていた核科学技術者たちが外国で再雇用されることも、国際的には重要な関心事である。なぜならば彼らの能力と経験が、核兵器をもっていない国々に核兵器製造技術を伝えることによる可能性が大だからである。

核についての政治的問題は軍事以外にも及んでおり、核エネルギーの平和利用(アイトープ、放射線の学術・医療・農業・工業への応用、原子炉による発電、原爆による地形の大改造等)は、核廃棄物の処分とともに政治的な協議事項である。これらは国または地域レベルの問題ともいえるが、多くの場合国際的な基準ないしは協力を必要とし、そのための国際機関として国際原子力機関(設立1956)がある。核関連施設の開発・管理については、多国間機構のほか政治的・経済的側面をもつ2国間協定が取り決められている。また、近年環境および生態系保全の運動が世界的な広がりを見せているが、スリーマイル島(1979)、チェルノブイリ(1986)の事故を契機に、原子力発電の安全性に対する関心が国際的に高まることになった。さらに、廃棄物の貯蔵や処分についても、政治的な立場の相違から対立が生じている。

日本は戦争で核兵器の攻撃を受けた唯一の国である。日本人の核兵器に対する強い反対は、世論調査によって如実に示されているが、この背景には、核兵器使用による肉体的・心理的・社会的効果を直接に経験したということがあろう。日本政府は「日本は核兵器を所有しない、作らない、持ち込むことを許さない」という「非核三原則」を基本方針としている。冷戦の時代に、日本国内の米軍基地に核兵器が運び込まれ、保管されている可能性については疑問がもたれており、核兵器を積載していると思われる米国の航空母艦・原子力潜水艦などが入港するたびに政治的論争が起こっている。また、原子力船「むつ」とその寄港地問題、原子炉の建設、核廃棄物の処理等は、日本国民の重要な関心事である。

いわゆる「核政治」は、国際政治の舞臺、国内政治の最高レベルで取り扱われる。諸民族、人類、そして大地そのものを荒廃させるのに十分な核兵器が地球上に存在しているという事実は、逆に人類は一つであり、共通の生物圏のなかに存在しているという政治的認識の深化に貢献した。それは新しいマクロレベルの地球政治に

で政治的な構想力を拡大している。他方マイクロレベルの政治として、世界または地域規模での軍縮、原子力プラントおよび核物質の実験・使用・処分に関連する安全性など核に関するさまざまな問題をめぐる個人あるいは市民運動が展開されている。

【キリスト教倫理】核についての科学・技術の発展はカトリック教会の地上の現実に関する見解のなかに含まれているといつてよからう。地上の現実の正しい自律を認めることにより、カトリック教会は次のような激励の言葉を述べている。「あらゆる学問的分野における研究は、真実の学問的方法と倫理の法則に従って行われるものであれば、けっして信仰に対立することはない。世俗の現実と信仰の現実とは、共に同じ神に起源をもつものだからである」(第2*ヴァティカン公会議『現代世界憲章』36)。科学が人間とその必要に奉仕するならば、正しい秩序が普及し、*神の栄光が賛美されることになる。現代的な研究に対するこのように開かれた態度と積極的な評価は、当然人類に大きな幸福をもたらす可能性を含む核の研究にも該当する。

しかしながら核エネルギーの利用、特に軍事利用によって重大な道徳的・倫理的問題が生じている。核兵器自体およびその配備・使用計画は、第2ヴァティカン公会議に出席した司教たちの検討対象になり、次のように宣言された。「科学兵器の進歩によって戦争の悲惨と邪悪は無限に増大する。事実、これらの兵器を使用した戦闘行為は、正当防衛の範囲をはるかに越える多大な無差別の破壊をもたらす。……これらすべてのことは、まったく新しい考え方によって、戦争を検討することをわれわれに強要している。……これらを考慮したうえで、この教会会議は、すでに近代の諸教皇によって宣言された全面戦争の断罪を認め、次のように宣言する。都市全体または広い地域をその住民とともに無差別に破壊するための戦争行為はすべて、神と人間自身に対する犯罪であり、ためらうことなく断固として禁止すべきである」(『現代世界憲章』80)。

核兵器が現に存在し、使用される可能性があることは道徳的責任に関する深刻な問題提起となる。「戦争と核兵器の脅威にさらされながら、それを防ぐための各国家の果たすべき役割、個人々の役割を考えないで済むことは許されない」(*ヨアンネス・パウルス2世の広島での平和アピール、1981年2月25日)。教会は核問題および核戦略について個々に道徳的教説を述べているわけではないが、「まったく新しい考え方によって、戦争を検討すること」の必要性を強調し、司牧者、神学者、信徒そして為政者たちが、具体的諸問題を再検討するように促している。

正戦論の伝統的立場から、核戦略は次の2原則に反している。(1)無辜の市民を脅かし、または殺す直接的な意図をもつことを譴責する原則、(2)戦争によって得られると期待される善(正義の実現)と戦争が引き起こす悪(被害)の間に釣り合いがとれ、悪が善を上回ってはならないという原則である。核戦争の脅威が引き起こす道徳的問題を考察することにより、キリスト教平和主義の立場からも新しい関心が生じている。

現在キリスト教倫理の立場からは、*良心的兵役拒否の問題、抑止理論の問題、人力および天然資源を兵器(特に核兵器)製造のために浪費することによって世界全体の経済的・社会的発展が著しく阻害されていることの問題の三つが、特に重点的に検討されている。このような問題に関する教会の教えの詳細は第2ヴァティカン公

会議『現代世界憲章』77-90や教皇ヨアンネス・パウルス2世の国連第2回軍縮特別総会への提言(1982年6月11日)のなかにもみることができる。

神は、人間が用い、人間のためになるように、地上のものを人間に与え、ゆえに人間はこれら与えられたものの管理人であるという普遍的な原則は、核に関連して生ずるあらゆる問題、例えば研究の目的と方法、核エネルギーの平和利用、核廃棄物の処分などにおいて考慮されなければならない。これらは単なる技術の問題ではなく、人類の直面する道徳的問題であり、徹底的な認識、正しい判断、そして現在ならびに未来の世代に対する責任ある行動が要求される。

人類の手中にある核エネルギーの力は善悪共に想像を絶するほど強大なものとなっている。そこに*ヨハネの黙示録の*終末、*ハルマゲドンを認めて行動する力すら失ってしまう人もいるが、核問題に関する国民の責任ある選択にキリスト者として参加すべきであると判断し、進んで社会的・政治的行動に加わる人もいる。このような事態によって最終的に、キリスト者は祈りと信頼—自由な、そして責任ある人類の手に核の力を預けた全能なる創造主への祈りと、愛する人々のために万事が益となるようにお働きになる慈愛に充ちた神に対する信頼—に強く引き寄せられる(ロマ8:28)。

【文献】広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』(岩波書店1979); 垣花秀武, 川上幸一編『原子力と国際政治』(白桃書房1986); 垣花秀武「原子力の平和利用の問題点」『ソフィア』36(1987)53-69; M. MANDELBAUM, *The Nuclear Revolution: International Politics before and after Hiroshima* (Cambridge 1981); G. H. CLARFIELD, W. M. WIECEK, *Nuclear America: Military and Civilian Power in the United States 1940-1980* (New York 1984); A. B. PITTOCK, ET AL., *Environmental Consequences of Nuclear War*, 2 v. (New York 1985); D. B. DEWITT, ed., *Nuclear Non-proliferation and Global Security* (London 1987); B. H. WESTON, ed., *Alternative Security: Living without Nuclear Deterrence* (Boulder, Col. 1990).

(D. ウェッセルズ)

がくものじゆう 学問の自由 [英]academic freedom, [独]akademische Freiheit, Freiheit der wissenschaftlichen Forschung, [仏]liberté de la recherche scientifique 一般的には、特に高等教育において、教える側と教えられる側が共にその学問的研究を自由に妨げられることなく追求し、その成果を伝えられるための諸権利。

学問の自由は教育の効果にとって本質的な要素とみなされており、社会の他の分野にも存在すると考えられるが、高等教育のもつ独自性とその制度の観点から、特に大学において学問の自由が必要とされている。

【概要】学問の自由は、近代社会における良心、思想、表現の*自由との関連において考えられなければならない。学問研究が権威から妨げられずに行われるという自由は、歴史的には今日に至るまで、学問に携わる者と政治的権力あるいは教会当局との争点であった。とりわけ、*近代主義と*世俗主義的傾向を帯びた学問の世界に対応するために設立されたカトリックの大学においては、学問の自由の問題は慎重に対処すべきものであったといわざるをえない。教会は特に(啓示と倫理の)真理に関してその教導権を主張し、従順を要求していたからである。